秘密保持契約書(案)

独立行政法人日本貿易振興機構 以下 甲」という。)と

(以

下「乙」という。)とは、平成 年 月 日締結の業務委託契約書に定める「第3メコン 友好橋を経由したルートにおける3国間輸送調査」(以下「本件業務」という。)実施にあたり取得する情報の取扱いに関し、次のとおり秘密保持契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(本件秘密情報の定義等)

第1条 本契約において本件秘密情報とは、文書、口頭、電子的データ又は物品によるとを問わず、本件業務等に関連して甲により乙に対し開示された又は将来開示される一切の情報及び乙が本件業務遂行のために第三者から取得する情報をいう。

(本件秘密情報の提供)

- 第2条 甲は、乙が本件業務を遂行するために必要と判断する本件秘密情報を本契約に 定める条件で乙に提供する。
 - 2 甲は、甲が必要と判断するつど、甲が指定する甲の担当者から文書、口頭、電子的データその他の媒体により本件秘密情報を乙に提供するものとする。

(本件秘密情報の秘密保持)

- 第3条 乙は、本件秘密情報について厳に秘密を保持し、第5条に基づく場合を除き、 甲の書面による承諾なしに第三者(乙又は乙の関連会社の役員又は従業員を含む。)に一切開示又は漏洩してはならず、また、本件業務の実施以外の目的で 本件秘密情報を使用してはならない。
 - 2 前項の義務は、(1) 甲より 開示されるまでに既に乙が本件秘密情報を保有していたとき、(2) 本件秘密情報が甲より 開示されるまでに既に公知であったとき、(3) 乙が甲より 本件秘密情報の開示を受けた後、乙の責めによらずに公知となったとき、又は(4) 乙が法令により 本件秘密情報を開示する義務を負うとき、又は法律上権限ある官公署により 当該情報の開示を命じられたときには、適用がないものとする。

(本件業務の秘密保持)

第4条 乙は、第5条に基づく場合を除き、本件業務の内容(以下本件秘密情報と併せて「本件秘密情報等」という。)につき、甲の書面による承諾なく第三者に対し一切開示又は漏洩してはならない。

(情報受領者に対する開示)

- 第5条 乙は、次の各号に定める者に対し、乙が本契約に基づく秘密保持義務を負担している旨を予め告知して、本件業務に必要な限度において本件秘密情報等を開示することができる。
 - 一 本件業務を取り扱う 乙又は乙の関連会社の役員又は従業員(以下「乙の役員等」という。)
 - 二 弁護士、公認会計士その他本件秘密情報等に関し法律上守秘義務を負う外部の専門家(以下「外部専門家」という。)
 - 三 乙が業務の一部を委託する場合の委託先又は委託先の関連会社の役員又は 従業員(以下「委託先の役員等」という。)
 - 2 乙から乙の役員等又は外部専門家、又は委託先の役員等に対して本件秘密情報等の開示がなされる場合、乙は、開示の相手方となった乙の役員等、外部専門家、又は委託先の役員等に対し、本契約と同様の秘密保持義務を負わせる。また、これらの者によってなされた本件秘密情報等の開示又は漏洩につき、当該開示又は漏洩が乙によってなされた場合と同様の責任を負う。
 - 3 乙は本件秘密情報等を善良なる管理者の注意をもって管理し、本件秘密情報等 に関する書面、図面、ビデオ、フロッピーディスク、CDその他の媒体を本件 業務の実施に必要な限度を超えて複製してはならない。

(秘密保持の存続期間)

第6条 乙は本件業務完了後も第3条及び第4条の秘密保持義務、第8条の契約額の返 還義務及び第9条の損害賠償責任を負うものとする。

(秘密情報の返還等)

- 第7条 乙は本件業務完了後、本件秘密情報等に関する書面、図面、ビデオ、フロッピーディスク、CDその他の媒体およびその複製物一切を直ちに甲に引き渡すものとする。
 - 2 前項にかかわらず、乙は、甲の承諾を得て前項の書面等を廃棄することにより、 前項の引渡に替えることができる。
 - 3 前二項に基づく秘密情報の返還等を行うときには、乙は別紙「秘密情報返却・ 廃棄証明書」を甲に提出しなければならない。

(契約違反)

第8条 乙が本契約に違反したときは、甲は催告なしに本件業務委託契約を解除できるものとする。この場合、乙は甲に対し契約金額その他費用等の一切の請求をすることができないものとし、既に支払われた額について乙は甲の定める期限までにこれを返還しなければならない。また、甲は甲の規程に基づき、甲の実施する入札への乙の参加を制限することができるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙が本契約に違反し甲に損害を与えたときは、前条に定めるほか、乙は直ちに 甲が被った一切の損害を甲に賠償しなければならない。

(準拠法等)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関する紛争については東京地方裁判所 を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに甲乙合意する。

(その他)

第11条 本契約に定めのない事項は、法令、慣習に従い甲乙誠意を持って協議するものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都港区赤坂1丁目12番32号 独立行政法人日本貿易振興機構 副理事長 横尾 英博

秘密情報返却(引き渡し)・廃棄証明書

独立行政法人日本貿易振興機構 御中

貴機構と当社との平成〇年〇月〇日付業務委託契約に定める業務実施にあたり当社が取得致しました下記の情報につきまして、下記のとおり完全に貴機構に返却(引き渡し)、もしくは廃棄処分し、当社には当該情報及びその複製物が存しないことを確認し、ご報告申しあげます。

記

- 1. 情報名と数量
- 返却(引き渡し)
 返却(引き渡し)日時:平成 年 月 日
- 3. 廃棄

廃棄処分の日時:平成 年 月 日

廃棄処分の方法:

立会人:

以上

平成 年 月 日 記名(署名)、押印